

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成23年3月1日 実施

九州電力株式会社

平成 23 年 1 月 26 日 平成 23・01・20 資第 65 号 認可

この料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）は、
電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により供給約款等以外
の供給条件として認可を受けたものであります。

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

目 次

1	適用範囲	1
2	適用期間	1
3	料金	1
4	日割計算	7
5	日割計算の基本算式	8
6	供給停止期間中の料金	9
7	制限または中止の料金割引	9
8	その他	10

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成21年3月3日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、季特別電灯（平成21年3月3日届出。以下「季特別電灯」といいます。）、高負荷率型電灯（平成21年3月3日届出。以下「高負荷率型電灯」といいます。）、低圧季特別電力（平成21年3月3日届出。以下「低圧季特別電力」といいます。）、深夜電力（平成21年3月3日届出。以下「深夜電力」といいます。）および第2深夜電力（平成21年3月3日届出。以下「第2深夜電力」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給約款等以外の供給条件は、(2)の場合を除き、平成23年3月の検針日から平成24年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料金

供給約款15（料金）(1)、供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）

別措置) (1), 時間帯別電灯 7 (料金), 時間帯別電灯附則 3 (時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置) (2), 季時別電灯 7 (料金), 高負荷率型電灯 7 (料金), 低圧季時別電力 6 (料金), 深夜電力 3 (深夜電力 A) (5), 深夜電力 4 (深夜電力 B) (4)および第 2 深夜電力 6 (料金) は, 次のとおりといたします。

(1) 供給約款 15 (料金) (1)の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし, 27 (料金の算定) (1)イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) により日割計算をしてえた料金については, 早収料金といたします。」は, 「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし, 27 (料金の算定) (1)イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) により日割計算をしてえた料金については, 早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」と読み替えるものいたします。

(2) 供給約款附則 4 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)および供給約款附則 5 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) (1)の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金とし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし, 27 (料金の算定) (1)イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) に準じて日割計算をしてえた料金については, 早収料金といたします。」は, 「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし, 27 (料金の算定) (1)イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) に

準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 時間帯別電灯 7 (料金) の「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，供給約款27 (料金の算定) (1)イの場合で，需給契約が消滅したときに 9 (その他) (1)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし，供給約款27 (料金の算定) (1)イの場合で，需給契約が消滅したときに 9 (その他) (1)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(4) 時間帯別電灯附則 3 (時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置) (2) の「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし，供給約款27 (料金の算定) (1)イの場合で，需給契約が消滅したときに(5)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金といたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし，供給約款27 (料金の算定) (1)イの場合で，需給契約が消滅したときに(5)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(5) 季時別電灯 7 (料金) の「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金とし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたし

ます。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるもの」といたします。

- (6) 高負荷率型電灯 7（料金），低圧季時別電力 6（料金），深夜電力 3（深夜電力 A）(5)，深夜電力 4（深夜電力 B）(4)および第 2 深夜電力 6（料金）の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」といたします。」と読み替えるもの」といたします。

- (7) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

- a 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）

太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	57銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1円14銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1円71銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	2円86銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	2円86銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	85銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1円70銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	85銭

b 臨時電灯A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	46銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	46銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	48銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	24銭

d 農事用電力B（脱穀調整需要）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	13銭	24銭	48銭	72銭	97銭	1円21銭

e 深夜電力A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	7円35銭
--------	-------

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	7銭
------------	----

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯，公衆街路灯Aおよび供給約款附則5（農事用電灯の

お客さまについての特別措置)

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B（脱穀調整需要）および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その 1 月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A および供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の太陽光発電促進付加金は、最低料金適用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の太陽光発電促進付加金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）(2)に準じて算定いたします。

4 日 割 計 算

供給約款 28（日割計算），時間帯別電灯 9（その他）(1)イ，時間帯別電灯附則 3（時間帯別電灯〔8 時間型〕のお客さまについての特別措置）(5)イおよび季時別電灯 10（その他）(1)イは、次のとおりといたします。

(1) 供給約款 28（日割計算）(1)の「当社は、27（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は、次により早収料金を算定いたします。」は、「当社は、

27（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし，時間帯別電灯9（その他）(1)イ，時間帯別電灯附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(5)イおよび季時別電灯10（その他）(1)イの「当社は，供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金を算定いたします。」は，「当社は，供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款28（日割計算）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の早収料金は，別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」は，「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金は，別表8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款28（日割計算）(1)ロの「電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」は，「電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表8（日割計算の基本算式）は，次のとおりといたします。

(1) 供給約款別表8（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の早収料金を日割りする場合」は，「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものとい

たします。

- (2) 供給約款別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合」は、「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表 8（日割計算の基本算式）(5)の「供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合」は、「供給停止期間中の早収料金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款38（供給停止期間中の料金）の「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金を算定いたします。」は、「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款41（制限または中止の料金割引）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)の「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いた

します。」は、「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたしません。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(1)イの「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」は、「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに太陽光発電促進付加金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の太陽光発電促進付加金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款41（制限または中止の料金割引）(3)の「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。」は、「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 そ の 他

その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯、季時別電灯、高負

荷率型電灯，低圧季時別電力，深夜電力または第2深夜電力に定めるところによるものといたします。